

令和 7 年 5 月 30 日

『内閣府告示第 95 号 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示』、
『消費基準第 361 号 食品、添加物等の規格基準の一部改正について』が消費者庁より発出されました。
改正内容について概要をご紹介します。

令和 8 年 2 月 13 日

『内閣府告示第 5 号 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示』が
消費者庁より発出され、経過措置期限が 2028 年 6 月 1 日から 2030 年 6 月 1 日へ変更となりましたので、
「(3) 告示後のスケジュール」を更新いたしました。

改正の概用

(1) ポジティブリスト制度 (PL 制度) 導入に伴う整理

a) E 器具又は容器包装の用途別規格の改正 (施行 : 2025 年 6 月 1 日)

PL 制度の導入により、食品毎に容器包装の規格を定めてリスク管理をするのではなく、PL 制度 (製造管理基準含む) と材質別規格での管理に一本化。(食品を全体的にリスク管理)

改正前	改正後
1 容器包装詰加圧加熱殺菌食品の容器包装 2 <u>清涼飲料水の容器包装</u> 3 乳等の器具の規格 4 <u>乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準</u> 5 氷菓の製造等に使用する器具 6 食品の自動販売機及びこれによって食品を販売するために用いる容器 7 コップ販売式自動販売機又は清涼飲料水全自動調理機に収められる清涼飲料水の原液の運搬器具又は容器包装	1 容器包装詰加圧加熱殺菌食品の容器包装 (<u>一部規格削除</u>) <u>削除</u> 2 乳等の器具の規格 <u>削除</u> 3 氷菓の製造等に使用する器具 4 食品の自動販売機及びこれによって食品を販売するために用いる容器 5 コップ販売式自動販売機又は清涼飲料水全自動調理機に収められる清涼飲料水の原液の運搬器具又は容器包装

b) D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格の改正 (施行 : 2026 年 6 月 1 日)

- ① 一般規格から、過マンガン酸カリウム消費量を削除し、総溶出物の規格を設定。なお、総溶出物の規格は、個別規格が設定されている合成樹脂製の器具又は容器包装を除く。
- ② 個別規格 (フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具・容器包装を除く。) に過マンガン酸カリウム消費量を設定。

個別規格が設定されていない合成樹脂製の器具又は容器包装		個別規格が設定されている合成樹脂製の器具又は容器包装	
改正前	改正後	改正前	改正後
一般規格 > 材質試験 ・鉛・カドミウム > 溶出試験 ・重金属 ・ <u>過マンガン酸カリウム消費量</u>	一般規格 > 材質試験 ・鉛・カドミウム > 溶出試験 ・重金属 ・ <u>総溶出物</u>	一般規格 > 材質試験 ・鉛・カドミウム > 溶出試験 ・重金属 ・ <u>過マンガン酸カリウム消費量</u> 個別規格 > 材質試験 > 溶出試験 ・蒸発残留物 ・材質ごとに規定された試験	一般規格 > 材質試験 ・鉛・カドミウム > 溶出試験 ・重金属 ・ 個別規格 > 材質試験 > 溶出試験 ・ <u>過マンガン酸カリウム消費量</u> ・蒸発残留物 ・材質ごとに規定された試験

c) 溶出試験における試験溶液の調製法の改正（施行：2025年6月1日）

- ・乳等（クリームを除く）の食品擬似溶媒として、**20%エタノール**を設定。
- ・油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品のうち、**酸性食品**の食品擬似溶媒を**4%酢酸**とする。

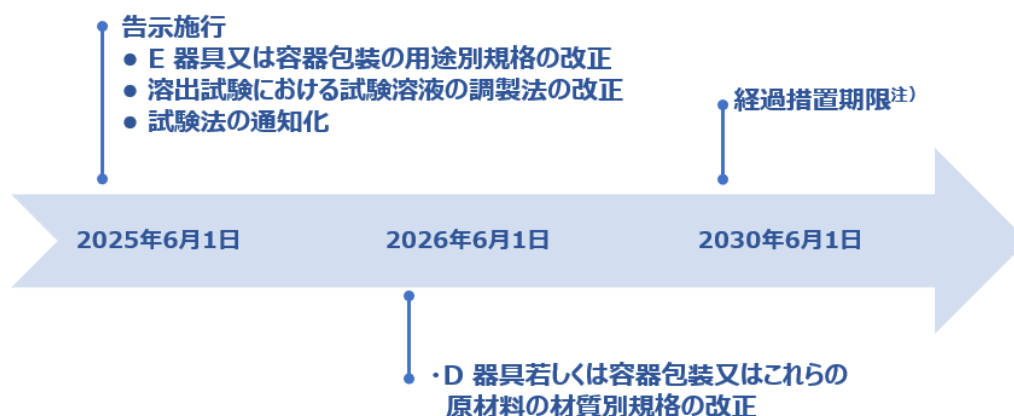
第1欄		第2欄
油脂及び脂肪性食品並びに クリーム		ヘプタン
酒類、 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳 （以下、この表において「酒類等」という。）		20%エタノール
油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品	酸性食品	4%酢酸
	上記以外の食品	水

- ・使用温度が100℃を超える試料の溶出温度について
水および4%酢酸を試験溶液とする場合、溶出温度が**95℃**から**90℃**に変更

(2) 試験法の通知化（施行：2025年6月1日）

「D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格」において、材質試験を材質規格と試験法に、溶出試験を溶出規格と試験法に分け、機器分析にて対応可能な試験法を「B 器具又は容器包装一般の試験法」から削除し、通知にて定める。

(3) 告示後のスケジュール



注) 経過措置：2030年6月1日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装及びこれと同様のものについては、従前の例によることができる。

改正の詳細については消費者庁 HP をご参照ください。

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/#h2_1_2)

今回の改正に伴う試験について、改正された試験のみでのご依頼も承りますのでお気軽にご相談ください。

一般財団法人化学研究評価機構（JCII）高分子試験・評価センターでは、厳正・公平・守秘をモットーに試験・検査を受託しております。まずはお問い合わせ下さい。

一般財団法人 化学研究評価機構（JCII）

URL: <https://www.jcii.or.jp>

○ 高分子試験・評価センター 東京事業所
〒135-0062 東京都江東区東雲 2-11-17

TEL : 03-3527-5115 FAX : 03-3527-5116

E-mail : tokyo@jcii.or.jp

○ 高分子試験・評価センター 大阪事業所
〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3
（東大阪市立産業技術支援センター内）

TEL : 06-6788-8134 FAX : 06-6788-7891

E-mail : osaka@jcii.or.jp